

令和3年度介護報酬改定等に関するQ&A(秋田県版)

※分科会…令和3年1月18日介護給付費分科会

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
1	老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援等指標	分科会資料1P. 30において、在宅復帰・在宅療養支援等指標について、6か月間の経過措置期間が設けられることとなったが、これはどういう意味か。	令和3年9月30日までは、令和3年3月までの指標、基準を用いることとなる、すなわち、改正後の指標、基準を用いない、という意味である。	1
2	老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援等指標	分科会資料1P. 30において、在宅復帰・在宅療養支援等指標の「リハ専門職の割合」について、「5」を取るためには、例えば、言語聴覚士が非常勤であってもよいのか。	非常勤であっても、常勤換算方法で算定したりハビリテーションを担当する言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に百を乗じた数が0. 2以上になるのであれば、要件を満たす。	1
3	施設サービス共通	栄養マネジメント加算	栄養マネジメント加算は廃止となるが、加算変更の届出は必要か。	不要である。届出がない場合は、栄養ケア・マネジメントの実施有となる。	2,5,6,24,27
4	施設サービス共通	口腔衛生管理体制加算	口腔衛生管理体制加算は廃止となるが、届出がなくとも、口腔衛生管理加算Ⅰの算定は可能であるか。	口腔衛生管理加算を算定していれば、届出がなくとも、口腔衛生管理加算Ⅰの算定は可能であるが、口腔衛生管理体制加算を算定していても、口腔衛生管理加算Ⅰの算定に自動的に移行するわけではない。	3

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
5	施設サービス共通	栄養マネジメント強化加算	介護老人保健施設のサテライト型として地域密着型介護老人福祉施設がある。栄養マネジメント強化加算について、管理栄養士が常勤1名、非常勤1名(常勤換算方法0.5)でも両施設について算定は可能であるか。	両施設で当該加算を算定するためには、それぞれの施設において、常勤換算方法で入所者の数を50で除して得た数以上配置していることが必要である。	4,17
6	施設サービス共通	栄養マネジメント強化加算	栄養マネジメント強化加算の申請は、いつまでに、何を添付して行えばよろしいか。 また、3月中に入所者から同意を得るべきであるか。	令和3年4月1日から算定する場合は、令和3年4月1日までに、「栄養マネジメント体制に関する届出書(別紙11)」、「管理栄養士の資格証の写し」及び「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(参考様式1)」を添付して届出をする必要がある。 また、3月中に説明を行い、入所者から同意を得る必要がある。	6
7	施設サービス共通	栄養マネジメント強化加算	栄養マネジメント強化加算の算定に、LIFEの活用は必要であるか。	LIFEの活用等が要件として含まれている。	6
8	施設サービス共通	栄養マネジメント強化加算	栄養マネジメント強化加算に経過措置期間は設けられているか。	栄養マネジメント強化加算に経過措置期間は設けられていないが、栄養ケア・マネジメントの未実施減算について、3年の経過措置期間が設けられている。	6
9	全サービス共通	LIFEの活用	LIFEの活用が要件となっている加算について、LIFEの登録通知書が届かない場合、通知書が届くまで加算届を提出できないのか。	令和3年3月25日までに利用申請しているのであれば、登録通知書が届いていなくても、令和3年4月1日までに加算届を提出して、令和3年4月から加算を算定することができる。	7
10	全サービス共通	サービス提供体制強化加算	当事業所では、現在(令和3年3月時点)、サービス提供体制強化加算Ⅱを算定しているが、4月以降、引き続きサービス提供体制強化加算Ⅲを算定する場合、加算の届出は必要であるか。	不要である。	8,12,16,65,66

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
11	全サービス共通	サービス提供体制強化加算	当介護老人福祉施設(短期入所生活介護事業所)では、現在(令和3年3月時点)、サービス提供体制強化加算Ⅰイを算定しているが、4月以降、引き続きサービス提供体制強化加算Ⅱを算定する場合、加算の届出は必要であるか。	不要である。	9,11,15,24,47,60
12	全サービス共通	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算について、報酬告示に関する通知では、「勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤続した年数を含めることができる」とされており、改正により、同一法人「等」となった。この解釈は如何。	このことについては、厚生労働省から発出された平成21年3月23日付け事務連絡により、「事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる」旨が示されており、それが報酬告示に関する通知上、明文化されたものと考えられる。したがって、経営主体が代わっても、事業所が実質的に継続して運営しているのであれば、勤続年数を通算しても支障はない。	10
13	施設サービス共通	安全対策体制加算	安全対策体制加算では、担当者が安全対策に係る外部の研修を受講すること(令和3年10月31日までの間にあっては受講予定含む)が要件となっているが、秋田県では、令和3年10月までの間に当該研修の開催を予定しているか。	令和3年3月19日現在、秋田県では、当該研修の開催は予定されていない。	13
14	介護老人福祉施設	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算Ⅰについて、介護福祉士、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合を計算する場合はどのように計算するか。 また、他法人で介護福祉士として9年勤務し、当法人で1年勤務した職員は、「勤続年数10年以上の介護福祉士」に含まれるか。	要件となる職員の割合の計算は、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用いる。 介護福祉士としての勤務年数が10年以上であっても、同一法人で10年以上勤務していないのであれば、「勤続年数10年以上の介護福祉士」に含まれない。	14
15	施設サービス共通	サービス提供体制強化加算	要件の1つに「勤続年数」が含まれているが、これは、同じ事業所での勤続年数ということか。	同じ事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤続した年数を含めることができる。	15

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
16	施設サービス共通	安全管理体制未実施減算	本体施設の介護老人保健施設に安全委員会があり、その安全委員会にサテライト型居住施設の地域密着型介護老人福祉施設の職員が参加して安全対策を実施した場合、安全管理体制未実施減算を算定する必要があるか。	事故発生又はその再発を防止するために基準で定められている措置を講じない場合に減算する必要があるが、単に安全対策部門が設置されていないことは、安全管理体制未実施減算には該当しない。	17
17	施設サービス共通	栄養マネジメント強化加算	栄養マネジメントでは、施設が同一敷地内に1の介護老人福祉施設等を併設している場合、一定の要件を満たせば、双方の施設において算定できるとされていたが、栄養マネジメント強化加算でも同様の取扱いとなるか。	同様の取扱いとはならず、左記の場合であっても、栄養マネジメント強化加算を算定することはできない。それぞれの施設で、加算の要件を満たす数の管理栄養士を配置する必要がある。	18
18	老人保健施設	管理栄養士の配置	栄養マネジメント加算が廃止され、基本サービスとして状態に応じた栄養管理の計画的な実施が求められることとなったが、管理栄養士が同一の敷地内の介護医療院と兼務することは可能か。	同一敷地内にある病院等の管理栄養士がいることにより、栄養管理に支障がない場合には、兼務でも差し支えない。	18
19	老人保健施設	所定疾患施設療養費	「厚生労働大臣が定める入所者」として、带状疱疹の者は、抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限定されないか。	抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者に限られる。 抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする者には限定されない。	18
20	施設サービス共通	栄養ケア・マネジメント	介護保険最新情報vol.936「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」において、栄養ケア・マネジメントの体制について、「施設長は、管理栄養士と医師、歯科医師、看護師及び介護支援専門員その他の職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備すること」とあるが、必ず看護師が必要であるか。准看護師では不適切であるか。	准看護師でも差し支えない。	19

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
21	施設サービス共通	安全対策体制加算	①平成31年度に社会福祉法人秋田県社会福祉協議会で開催されたリスクマネジメント研修は該当するか。 ②厚生労働省の、介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修動画を使用した研修は、算定要件の研修に該当するか。	①研修の内容として ・介護現場における事故の内容 ・発生防止の取組 ・発生時の対応 ・施設のマネジメント 等の内容が含まれていれば該当する。 ②介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修動画は、感染症や自然災害が発生した場合に、介護サービスが安定的・継続的に提供されることを目的としたものであり、上記の内容が含まれていない可能性がある。なお、研修は外部の研修を受講する必要がある。	20
22	複数サービス共通	生活機能向上連携加算	当事業所では、現在(令和3年3月時点)、生活機能向上連携加算Ⅱを算定しているが、4月以降、引き続き生活機能向上連携加算Ⅱを算定する場合、加算の届出は必要であるか。	不要である。	21
23	全サービス共通	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せるとは、具体的にはどのようなことであるか。事業所が行うべき作業はあるか。	新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえ、令和3年9月末までの間、報酬に対する特例的な評価を行うこととし、全てのサービスについて、基本報酬に0.1%上乘せするものである。事業所が行うべき必要作業はない。	21,22
24	短期入所生活介護	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症に係る短期入所生活介護事業所における報酬上の取扱いとして、緊急短期入所受入加算が算定可能であったが、令和3年4月以降も継続されるか。	令和3年3月サービス提供分をもって廃止される。	22

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
25	全サービス共通	サービス提供体制強化加算	当事業所では、現在(令和3年3月時点)、サービス提供体制強化加算ⅠⅡを算定しているが、4月以降、サービス提供体制強化加算Ⅰを算定する場合、加算の届出は必要であるか。	必要である。	23,50
26	全サービス共通	サービス提供体制強化加算	特定施設入居者生活介護事業所におけるサービス提供体制強化加算Ⅰの算定要件として、「提供するサービスの質の向上の資する取組を実施していること」とあるが、これはどのようなことであるか。	サービスの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として、事業所として継続的に行う取組を指すものとする。 (例) ・ LIFEを活用したPDCAサイクルの構築 ・ ICT・テクノロジーの活用 ・ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化 ・ ケアに当たり、居室の定員が2以上である場合、原則としてポータブルトイレを使用しない方針を立てて取組を行っていること 実施に当たっては、当該取組の意義・目的を職員に周知するとともに、適時のフォローアップや職員間の意見交換等により、当該取組の意義・目的に則ったケアの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない。	23
27	施設サービス共通	栄養マネジメント強化加算	介護医療院と介護老人保健施設が併設し、介護医療院では栄養ケア・マネジメントのみを行い、栄養マネジメント強化加算の算定を行わないとする。介護老人保健施設で栄養マネジメント強化加算を算定するために必要な管理栄養士の数が1.8であり、常勤の管理栄養士が2名いて、2名の管理栄養士が両施設に兼務する場合は、栄養マネジメント強化加算の算定は可能であるか。	介護医療院において、同一敷地内にある介護老人保健施設の管理栄養士がいることにより、栄養管理に支障がない場合には、兼務でも差し支えない。この場合において、常勤換算方法で介護老人保健施設に1.8以上配置されているのであれば、介護老人保健施設において栄養マネジメント強化加算の算定が可能となる。	24

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
28	全サービス共通	変更届の明確化	分科会参考資料1において、運営規程における「従業員の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する旨が記載されているが、従業員に変更があった場合でも、変更届の届出は年度初めの1回で足りるか。	運営規程に変更がある場合は変更届を届出なければならない。運営規程には、「従業員の職種、員数及び職務の内容」を記載しなければならない。基準に関する解釈通知の改正により、運営規程に記載する従業員の「員数」については、「〇〇人以上」と記載することが可能であることが明確化された。したがって、従業員の変更があったとしても、従業員の「員数」について「〇〇人以上」と記載されていて、かつ、実際の従業員の員数が「〇〇人以上」なのであれば、すなわち、「〇〇人以上」の範囲で従業員の変更があるだけなのであれば、年1回の変更届の届出も不要である。	25
29	施設サービス共通	栄養マネジメント強化加算	①入所者70名で、施設で給食管理を行っている場合に、栄養マネジメント強化加算を算定するためには、常勤管理栄養士1名と常勤栄養士1名が必要であるか。 ②①の場合において、常勤管理栄養士及び常勤栄養士が併設する短期入所生活介護事業所の業務を兼務している場合、算定要件における「入所者の数」に、併設する短期入所生活介護事業所の利用者数も加えるべきであるか。	①当該常勤栄養士が給食管理を行っているのであれば、常勤管理栄養士1名の配置で、栄養マネジメント強化加算の人員要件を満たす。 ②併設する短期入所生活介護事業所の利用者数は加えずに計算する。	26
30	複数サービス共通	ADL維持等加算	Barthel Indexを用いて前年1年間(1～12月)の評価対象期間を設けなければ、ADL維持等加算を算定できないか。	令和3年度については、評価対象期間において一定の要件を満たしている場合に、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り、ADL維持等加算を算定できる。 令和3年度の評価対象期間は、加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間とする。ただし、令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして届出を行う場合については、次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができる。 a 令和2年4月から令和3年3月までの期間 b 令和2年1月から令和2年12月までの期間	28
31	複数サービス共通	ADL維持等加算	報酬告示に関する通知に、「令和4年度以降に加算を算定する場合であって、加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合には、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。」とあるが、令和3年4月1日からADL利得の算出等の要件を満たせば、令和3年10月から当該加算を算定することができるか。	令和4年度以降については、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とすることとされている。したがって、仮に令和3年4月1日に、基準に適合しているものとして届出をした場合、評価対象期間の満了日の属する月は令和4年3月であるため、令和4年4月から12月以内の期間、当該加算の算定が可能となる。	29
32	介護老人福祉施設	ADL維持等加算	令和3年4月1日にADL維持等加算の届出を行う場合、提出書類はどのようなものであるか。	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算(申出)の有無」に「あり」と記載して、届出されたい。通所介護事業所と異なり、別紙19「ADL維持等加算に係る届出書」は不要である。	29

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
33	全サービス共通	処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算について、年度末に一時金として職員へ支給することによって賃金改善額が加算額を上回る場合でも、算定要件を満たしているか。	算定要件を満たしている。	30
34	複数サービス共通	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算を算定する際、届出は必要であるか。	届出は不要である。	31
35	通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算Ⅰロの算定要件について、1日あたり専従の機能訓練指導員が2名必要になるのか。また、機能訓練指導員の専従が1日あたり1人足りない日があった場合、個別機能訓練加算Ⅰイを算定することは可能か。	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置することが必要である。 事業所として加算Ⅰロ(加算Ⅰイ)を算定している場合は、加算Ⅰイ(加算Ⅰロ)を算定することはできない。 Ⅰ(ロ)の届出をしていれば、Ⅰ(イ)の算定も可能である。	25, 57
36	通所介護	サービス提供体制強化加算	人員配置基準における両立支援への配慮として「育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める」と改定されるが、サービス提供体制強化加算の介護福祉士に係る要件「介護職員の総数に占める介護福祉士の割合」については認められないのか。	人員配置基準における両立支援の取扱いが認められているのは、常勤職員の割合が要件になっている部分である。	32
37	通所介護	入浴介助加算	入浴介助加算Ⅱについて、利用者の住宅にある浴槽について、ボイラーが故障し使えない等の理由がありケアプランにデイサービスでの入浴が位置づけられている場合、それでも個別サービス計画書には自宅で入浴することを目的とした計画書を作成するのか。居宅サービス計画書と整合性がとれないのではないのか。	入浴介助加算Ⅱの算定には「医師等が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態をふまえ、浴室における利用者の動作、浴室の環境を評価する」ことが必要であるが、そもそも浴室がないまたは使用できない場合は、この評価を行うことはできず、算定はできないと考えられる。	37

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
38	通所介護	個別機能訓練加算	現在、個別機能訓練加算Ⅱを算定しており、令和3年4月1日から機能訓練加算Ⅰを算定する場合、届出は必要か。	不要である。	39
39	通所介護	入浴介助加算	現在、入浴介助体制ありで届出をしているが、令和3年4月1日から入浴介助加算Ⅰを算定する場合、届出は必要か。	不要である。	39
40	通所介護	認知症加算	現在、認知症介護実践者研修を修了した者2名を配置し、認知症加算を算定している。報酬改定により、「認知症ケアに関する専門研修を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師を加算の要件の対象に加える。」とあるが、認知症ケアに関する専門性の高い看護師の配置がない現体制でも引き続き認知症加算を算定することは可能か。	可能である。	44
41	通所介護	入浴介助加算	入浴介助加算に(Ⅰ)と(Ⅱ)の区分が新設されたが、利用者Aは(Ⅰ)を算定し、利用者Bには(Ⅱ)を算定するということは可能か。 それとも施設として(Ⅰ)か(Ⅱ)どちらかを選んで届け出なければならないのか。	事業所としてどちらを算定するかを選んで届け出なければならない。 事業所として、加算(Ⅱ)の届出を行っていれば、加算(Ⅰ)の請求も可能となる。	35,36,41

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
42	複数サービス共通	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算の算定に係る届出の添付書類に「算定対象期間の勤務形態一覧表(勤務実績にかかるもの)」とあるが、添付する勤務形態一覧表は前年度11ヶ月分のもので直近1ヶ月のものどちらか。 また、前年度の職員の割合の平均が所定の割合以上であれば、算定可能であるが、前年度平均の割合が所定の割合以上だが、直近1ヶ月の割合が所定の割合を下回っている場合は算定可能か。	前年度11ヶ月分の添付が必要になる。 前年度の職員の割合の平均が算定要件を満たしているのであれば算定可能である。	33,38
43	通所介護	個別機能訓練加算	現在、個別機能訓練加算Ⅱを算定していますが、そのままⅠ(イ)に移行するの か。 また、Ⅰ(ロ)を算定する場合、看護師専従1名、機能訓練指導員専従1名(サービス提供時間帯通して)を配置していれば算定できるのか。	改正前に個別機能訓練加算Ⅱを算定している事業所が、改正後の個別機能訓練加算Ⅰ(イ)を算定する場合、届出は不要である。 Ⅰ(ロ)を算定する場合は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置することに加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置することが必要である。	40,43
44	通所介護	入浴介助加算	入浴介助加算(Ⅱ)について、自宅で入浴を行っていない利用者については算定不可なのか。 また、デイサービスにおいて特殊浴槽を使用して入浴介助を行っている利用者の場合、『居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと』に該当せず、算定はできないということか。	利用者が実際に自宅で入浴を行っているかどうかは要件ではない。 『「個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境」とは、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴槽を模したものと差し支えない』とあることから、特殊浴槽の使用は該当しないと考えられる。	42,45
43	施設サービス共通	栄養マネジメント強化加算	当該加算を算定するために、栄養マネジメントに歯科医師が必ず関わらなければならないか。	多職種共同で計画を立案する必要はあるが、全職種が必須ということではない。	46

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
44	短期入所生活介護	介護職員等特定処遇改善加算	サービス提供体制強化加算Ⅱを取得する場合、介護職員等特定処遇改善加算の加算区分はどのようなものであるか。	サービス提供体制強化加算Ⅱの届出を行っていれば、介護福祉士の配置等要件について、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの算定要件を満たす。	47
45	介護老人福祉施設	看取り介護加算	当該加算を算定するために、看取りに関する協議等を行う者に管理栄養士を含む必要があるか。	管理栄養士を含む必要がある。 「管理栄養士」の配置が必須というわけではないが、管理栄養士、栄養士といった専門の職員が関与することが望ましい。	48,68
46	全サービス共通	サービス提供体制強化加算	要件となる職員の割合が、年間平均は要件を満たしているものの、1月の平均だけ要件となる職員の割合を満たしていない場合、算定は可能であるか。	常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均が要件を満たしていれば、算定可能である。	49
47	複数サービス共通	看取り介護加算	当介護老人福祉施設(短期入所生活介護事業所)では、現在(令和3年3月時点)、看取り介護加算Ⅰを算定しているが、4月以降、引き続き看取り介護加算Ⅰを算定する場合、加算の届出は必要であるか。	不要である。	50
48	施設サービス共通	口腔衛生管理体制加算	口腔衛生管理体制加算は廃止となるが、届出が必要であるか。	不要である。届出がない場合は、栄養ケア・マネジメントを実施しているものとして取り扱われる。栄養ケア・マネジメント未実施の場合、減算の対象となるが、この減算については、3年の経過措置期間が設けられている。	50
49	施設サービス共通	褥瘡マネジメント加算	当事業所では、現在(令和3年3月時点)、褥瘡マネジメント加算に係る届出をしているが、4月以降、引き続き褥瘡マネジメント加算を算定する場合、加算の届出は必要であるか。	令和4年3月31日までは、届出がなくとも、引き続き褥瘡マネジメント加算を算定できる。	50
50	施設サービス共通	排せつ支援加算	当事業所では、現在(令和3年3月時点)、排せつ支援加算に係る届出をしているが、4月以降、引き続き排せつ支援加算を算定する場合、加算の届出は必要であるか。	令和4年3月31日までは、届出がなくとも、引き続き排せつ支援加算を算定できる。	50
51	短期入所生活介護	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せられるが、連続して30日を超えて短期入所生活介護を受ける場合、30日を超える日以降に受けた短期入所生活介護においても、当該特例的な評価は適用されるか。	連続して30日を超えて短期入所生活介護を受ける場合に、30日を超える日以降に受けた短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定しないこととなっている。しかし、入所時に利用料金も含めて契約しており、その契約が30日を超える日以降も継続しているとすれば、30日を超える日以降に受けた短期入所生活介護についても、当該特例的な評価は適用される。	51

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
52	複数サービス共通	生活機能向上連携加算	外部のリハ専門職等と連携を図る場合、連携に当たっての依頼や契約等は、事業所間での書類の作成等が必要となるか。	外部のリハ専門職との連携についての契約締結について、必ずしも契約書を作成しなければならないわけではない。しかし、契約したことをいつでも証明できるようにしておく必要がある。	52
53	老人保健施設	在宅復帰・在宅療養支援等指標	施設区分に変更がない場合でも、6か月間の経過措置期間経過後、届出が必要であるか。	改定後の新しい指標、基準に従ってなお、施設区分に変更がない場合は、届出は不要である。	53
54	施設サービス共通	自立支援促進加算	①当該加算は新規入所者のみ算定されるものか。 ②新規入所者以外も算定できるとした場合、どの時点で医学的評価を行うか。	①入所者全員に対して算定できる。 ②自立支援促進加算の算定の開始月に、入所者全員について、医学的評価を行って頂く必要がある。	54
55	施設サービス共通	自立支援促進加算	特に自立支援のための対応が必要とされた者以外は、支援計画を策定しなくてもよろしいか。	貴見のとおり。ただし、自立支援のための対応が全く必要ない入所者が多数いる可能性は低いと予想されるので、基本的には、ほとんどの入所者について、支援計画を策定して頂くことを想定している。	54
56	訪問看護	サービス提供体制強化加算	現在、サービス提供体制強化加算を算定しているが、改定後サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を算定する場合届出は必要か。	訪問看護事業所で、令和3年3月31日までサービス提供体制強化加算を算定している場合、令和3年4月1日からサービス提供体制強化加算(Ⅱ)を算定するのであれば届出不要だが、(Ⅰ)を算定する場合は届出が必要となる。	55
57	居宅療養管理指導	基本報酬	薬局薬剤師による居宅療養管理指導費に関して、千分の千一に相当する単位数を算定する期間としては、令和3年8月1日～令和3年9月30日まででよいのか。	そのとおりである。	56
58	訪問看護	看護体制強化加算	看護体制強化加算の要件に「看護職員の割合」が新設されたが、現在介護予防訪問看護において看護体制強化加算を算定している場合、再度申請が必要か。必要な場合、異動等区分は「1新規」「2変更」のいずれに該当するか。	届出が必要である。 異動区分については「2変更」となる。	58
59	通所介護	入浴介助加算	通所介護の入浴体制について、事業所としてどちらの区分を算定するかを選んで届けなければならないとされているが、Ⅱで届出をし、特殊浴槽を利用している方はⅠを算定することが可能ということか。	入浴介助加算(Ⅱ)で届出を行った上で、入浴介助加算(Ⅰ)の要件を満たしているのであれば、入浴介助加算(Ⅰ)の算定は可能である。	59
60	複数サービス共通	日常生活継続支援加算	日常生活継続支援加算を算定している事業所が、引き続き、日常生活継続支援加算を算定する場合、届出は必要であるか。	令和3年4月以降も算定要件を満たすのであれば、届出は不要である。	60

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
61	複数サービス共通	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置加算を算定している事業所が、引き続き、夜勤職員配置加算を算定する場合、届出は必要であるか。	令和3年4月以降も算定要件を満たすのであれば、届出は不要である。	60
62	複数サービス共通	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰを算定するためには、サービス提供体制強化加算の最上位区分を取得していなければならないか。	サービス提供体制強化加算Ⅰ又はⅡの区分の届出を行っていれば、介護福祉士の配置等要件は満たす。	61
63	複数サービス共通	サービス提供体制強化加算	要件の一つに、「勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上であること」があるが、この「勤続年数10年以上の介護福祉士」は、介護福祉士の資格を取得してからの勤続年数が10年以上である職員のみが対象となるのか。勤続年数が10年以上であっても、介護福祉士の資格を取得してからの勤務が10年未満の職員は対象とならないのか。	勤続年数が10年以上であれば、必ずしも、介護福祉士としての勤続年数が10年以上である必要はない。勤続年数が10年以上で、介護福祉士の資格を取得していれば対象となる。	62
64	短期入所生活介護	サービス提供体制強化加算	①介護老人福祉施設の空床型短期入所生活介護事業所が、サービス提供体制強化加算を取得する場合、職員の割合の算出は、介護老人福祉施設の職員数を用いるのか。 ②届出期限はいつか。	①貴見のとおりである。 ②加算を算定する月の1日までである。例えば、5月1日から算定する場合は、5月1日まで届出する必要がある。	63
65	施設サービス共通	栄養マネジメント強化加算	施設に常勤栄養士を一人配置し、その栄養士が給食管理を行っている場合は、定員75名だとすると、管理栄養士は1人で要件を満たすか。	管理栄養士を常勤換算方法で、入所者の数を70で除して得た数以上配置していることが必要であり、ここでいう「入所者の数」は、前年度の平均を用いることとされている。前年度の平均が定員と同数、すなわち、75名であると仮定すると、 $75 \div 70 > 1$ であり、常勤管理栄養士1名では要件を満たさない。	64
66	複数サービス共通	利用者等の署名・押印	①重要事項説明書、サービス計画書、身体拘束に関する同意書、医療連携に関する同意書、個人情報保護に関する同意書は、いずれも押印欄を削除してもよろしいか。 ②分科会参考資料1P. 136において、「利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。」とあるが、具体的にどのような代替手段が明示されているか。	①相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。承諾を得られない場合は、書面によることとなる。この場合でも、必ずしも押印を求めるものではない。 ②令和3年3月30日現在で、電子署名を活用することが示されている。	67
67	複数サービス共通	科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL値等の情報を、厚生労働省に提出する必要があるが、加算の算定を開始しようとする月においてサービスを利用している利用者については、順次提出を行ってもよいか。	加算算定を開始しようとする月の翌月10日までに提出する必要がある。	69
68	施設サービス共通	褥瘡マネジメント加算	①当該加算を届出の日の属する月の前月において既に入所している者について、届出の日の属する月に一斉に評価しなければならないか。 ②評価を行った入所者について、順次、当該加算を算定することはできるか。	①介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行うこととなる。 ②原則として入所者全員を対象として算定することとなる。	70

番号	事業の種類	質問の種類	質問	回答	受付番号
69	施設サービス共通	排せつ支援加算	①当該加算を届出の日の属する月の前月において既に入所している者について、届出の日の属する月に一斉に評価しなければならないか。 ②評価を行った入所者について、順次、当該加算を算定することはできるか。	①介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行うこととなる。 ②原則として入所者全員を対象として算定することとなる。	70
70	施設サービス共通	日常生活継続支援加算 サービス提供体制強化加算	日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算の併算定は可能であるか。	併算定はできない。	71
71	施設サービス共通	看取り介護加算	死亡日以前45日前からの対応について新たに評価する区分が設けられたが、これに伴う届出は必要であるか。	加算区分に変更がなく、かつ、要件を満たしているのであれば、届出は不要である。	72
72	通所リハビリ	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	算定要件のひとつにリハビリテーションマネジメント加算ⅠまたはⅡを算定することとあったが、今回の改定でリハビリテーションマネジメント加算Ⅰが基本報酬に包括化されている。算定要件はどうなるか。	改定後はリハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)に関する部分は削除されている。それ以外にも算定要件に変更があるため、詳しくは「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和3年厚生労働省告示第73号)」を確認されたい。	73
73	施設サービス共通	褥瘡マネジメント加算 排せつ支援加算	番号69,70について、「当該加算を届出の日の属する月の前月において既に入所している者については、介護記録等に基づき、施設入所時における評価を行うこととなる。」とあるが、入所してから長期間が経って、記録が既に保存年限を超えているため、事業者が持っていない入所者がいる場合は、当該加算が算定できなくなるのか。	厚生労働省に確認中。	74
74	全サービス共通	サービス提供体制強化加算	当事業所では、現在(令和3年3月時点)、サービス提供体制強化加算Ⅱを算定しているが、4月以降も、サービス提供体制強化加算Ⅱを算定する場合、加算の届出は必要であるか。	必要である。	75